コスモスだより

コスモス法律事務所
●住所
〒860-0081
熊本市中央区京町本丁8番28号
●電話番号
096－351－8585
●FAX
096－351－8595

秋の京都　　撮　影　塩田　直司

明けましておめでとうございます。

コスモス法律事務所創設時のメンバーであった藤田光代弁護士が２００４（平成１６）年４月に裁判官となっていましたが，昨年７月に那覇家庭裁判所所長を最後に退官し，１０月からコスモス法律事務所に復帰しました。

藤田弁護士の参加により，当事務所は弁護士４名の体制となりましたが，市民の皆様のお役に立てるよう，今後も気を引き締めて業務を遂行したいと思います。

本年もよろしくお願い申し上げます。

２０２４年（令和６年）正月
コスモス法律事務所　弁護士・事務局一同

瑕疵担保責任から契約不適合責任へ

弁護士　塩　田　直　司

２０２０年４月に民法の改正が行われました。この改正で，それまであった瑕疵担保責任という規定がなくなり，契約不適合責任と呼ばれる規定となりました。瑕疵担保責任て？契約不適合責任て？法律用語は難しいものですね。そこで，改正の前後を通じて，分かりやすいように中古車の売買と新車の売買を例にとってお話ししたいと思います。

改正前の時期で考えてみます。中古車というのは，他にない唯一無二の存在であり，売買対象の中古車以外に売買契約の目的物はありません。売買により引渡された中古自動車に欠陥などがあった場合にどうするのか，唯一無二の存在の自動車である為に，中古自動車の売買契約上の売主の義務としては，その中古自動車を引き渡すということにつきます。となると，仮に中古自動車に何らかの欠陥があっても，別の中古車の引渡しを求めることはできなくなり，売買契約の不均衡を是正する瑕疵担保責任があるのみとなります。新車の場合は，同じ型の新車は多数あるはずですが，多数ある新車のうち一台に特定されて買主に引き渡される段階で特定物となり，以後新たな新車の引渡しを求めることができないと言われていました。引き渡された新車に欠陥があっても，別の新車を求めることはできないなどと言われていました。特定物のドグマなどと言われていましたが，どう考えても実態に合わないというほかありません。

改正後の場合には，契約不適合責任と言われ，あらかじめ目的物に対して取り決めた種類，品質，数量に関して，契約内容に適合しない場合，売主側に目的物の修補，代替物の引渡，不足分の引渡を請求できるようになっています（民法５６２条１項）。したがって，中古車であろうが新車であろうが，欠陥があった自動車について，これに追完請求，すなわち代わる自動車の請求ができるようになっているのです。

また損害賠償の範囲についても，契約不適合責任は債務不履行責任とされていますので，契約履行時までに発生した契約不適合部分すべてが対象となり，損害賠償請求の範囲も信頼利益だけでなく履行利益も含まれるようになっていると考えられています。契約不適合責任は，債務不履行責任という立場であるため，契約に適合しない内容の全てが責任対象となり，改正前の民法の隠れた瑕疵のように買主が知らなかったことについて過失がないこと，つまり買主の善意無過失は問題にならないということになりました。

それなら債務不履行の一般原則を定めた民法４１５条以下の条文で充分ではないかという意見もあるかと思いますが，国民にわかりやすい民法の改正という観点で規定されたようです。私などはむしろ削除してしまった方がわかりやすいと感じてはいるのですがね。

注意する内容としては，担保責任を負わない特約はできるのですが，売主が当該不適合を知りながら告げなかった場合は責任を免れないと規定されています（民法５７２条）。したがって，契約締結時点で判明している目的物の特性及び不具合等については契約書に具体的に記載し，当該項目については契約不適合責任を免除する旨規定することが必要ではないかと思います。

弁護士から裁判官へ、そして再び弁護士へ

弁護士　藤　田　光　代

昨年７月、那覇家庭裁判所長を最後に定年退官しました。裁判官に任官したのが２００４年４月ですから２０年近く裁判官をしていたことになります。任官まで１８年間弁護士をしていましたが、裁判官の経歴の方が長くなってしまいました。定年退官は安堵感・解放感をもたらしてくれましたが、同時に寂しさも感じました。でも、昨年１０月弁護士登録をし、再び仕事ができるようになりました。

裁判官時代、主に民事事件を担当していましたが、支部にいた時には刑事や家事事件も担当し、定年までの４年ほどは家事事件を担当していました。そのおかげか、弁護士に戻ってからの最初の仕事は、昨年１０月に長野で開催された日弁連人権擁護大会の「家庭裁判所」をテーマにしたシンポジウムの中のパネルディスカッションに前那覇家庭裁判所長として出たことでした。

このシンポジウムでは７００名を超える参加があり、基調講演は「家庭裁判所物語」の著者である清永聡さん（ＮＨＫ解説委員。女性裁判官第１号の三淵嘉子さんをモデルとした本年春の朝ドラ「虎に翼」の取材担当もされている。）が務められ、家庭裁判所の歴史や地域における裁判所の役割について話をされました。パネルディスカッションでは、まず、清永さんから紹介された「家裁の五性格」、すなわち独立的・民主的・科学的・教育的・社会的性格について話題になりました。私は、この五性格は今の家裁にも引き継がれており、地裁とは異なる裁判所であること、家事調停委員や参与員といった民間人の持つ健全な良識や社会的経験を紛争解決に生かしていること、家事・少年事件の調査等を行う家裁調査官という行動科学の専門家を配置していること、特に少年事件では教育的配慮を重視していること、捜査機関や矯正機関、児童相談所に加え自治体等の関係機関との連携を大事にしていること等を述べました。また、家裁調査官や裁判官が不足しているのではないか、地家裁支部にエレベーターが設置されていないことは高齢者や障害者に対する配慮が不十分といえるのではないかなども話題になりました。人的物的不足があるとの指摘は理解できるところですが、その中で、例えばエレベーターが設置されていない庁舎では１階でも調停等ができるようにし、また、当事者から直接事情を聴く家事調停委員に対する研修を熱心に行い、技量を身に付けてもらって紛争解決につながる家事調停を実施しているなど、家裁が種々の工夫をしながら、家裁を利用される方が不便や不足を感じないよう努めていることを話しました。最後は、弁護士会も自治体も地域住民もみんなが家裁の応援団ということで締め括られました。家裁に長く関わった者としてこれ以上ない嬉しいまとめでした。

弁護士に戻り、今度は家裁を利用する者として家裁を見ることになります。でも、家裁を応援する気持ちはいささかも変わりません。家裁は紛争解決機能が高い機関です。家事調停申立てに係る手数料１件につき１２００円です。他に郵便料はかかりますが、それでもこの手数料で健全な良識や社会的経験が豊富な家事調停委員と裁判官からなる調停委員会の調停を受けることができ、事案によっては行動科学の専門家たる家裁調査官の調査が行われ、しかも調停が成立すれば判決と同様の効力のある調停調書が作られます。紛争が生じたときにはこれを利用しない手はありません。もっとも、弁護士としては、家裁を利用する際には、ぜひ弁護士にも相談していただきたいと思っています。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

再審法の改正をめぐる動き

弁護士　矢　澤　利　典

今年に入ってから、刑事事件の再審に関する報道を目にするようになりました。

まず、１９６６年に静岡県清水市（当時）で発生した強盗殺人事件（袴田事件）の東京高裁の差し戻し審で、今年３月に再審を認める決定（検察官の即時抗告を棄却する決定）が出され、東京高検が特別抗告を断念したため、これが確定しました。また、１９８４年に滋賀県蒲生郡日野町で発生した強盗殺人事件（日野町事件）について、大阪高裁において、今年２月に再審を認めた大津地裁決定が支持され検察官の即時抗告が棄却されました（大阪高検が３月に最高裁に特別抗告されたので確定はしていません。）。

刑事事件の再審とは、人権擁護の理念に基づき誤判により有罪判決を受けた冤罪被害者を救済するために行われるものですが、現在の法（刑事訴訟法）のもとでは、再審が認められることは極めて稀であり、冤罪被害者の救済はなかなか進まないのが現状です。

その原因のひとつは、再審が認められるには、再審の手続において開示された検察側の証拠が重要な役割を果たすことが多いのですが、現在の再審請求手続（刑事訴訟法）においては、未だに証拠開示に関する明文規定がなく、裁判所の広汎な裁量に委ねられている点にあります。そして、明文化に向けた動きが鈍いのです。

また、現在の法制度では、検察官に特別抗告を認めているのですが、この制度が再審事件の長期化の一因になっているのです。

そもそも、再審に関する手続規定がわずか１９条の条文のみで、再審の手続が十分に整備されていないとも言われています。

現在、日弁連では、「ＡＣＴ for ＲＥＴＲＩＡＬ」と銘打って、再審法（刑事訴訟法にある再審制度の規定）を変えるためのプロジェクトを進めています。また、再審に関する司法判断及びその旨の報道により社会的な関心も高まり、全国各地の地方議会が再審法の改正や議論促進を求める意見書を出しています。

私も本年度執行部の一員として、再審法の改正を求める意見書の発出のため、要請行動を行い、結果、熊本市議会において、今年の７月６日、「再審制度の議論促進を求める意見書」が出されました。再審法（再審制度）に関する地方議会の意見書としては、九州で２番目でした。

警察や検察への社会的信頼が厚いという事情があるのか、世間一般には被告人は、「逮捕されるのはそれなりの証拠があるからじゃないか。」「そして、悪いことをしたなら罰を受けて当然じゃないか。」という雰囲気のもとで、被告人（や被告人だった者）に対する人権に対する理解や改善に対する認識が十分とはいえない状況です。被告人の人権保障の話をすると、被害者の人権がより保護されるべきで、悪いことをした人の人権をなぜ守らなければならないのか、という反応が返ってくることもあります。

しかし、再審決定による冤罪事件の存在が相次ぐことにより、再審手続の重要性がこれまで以上に社会的に受け入れられやすくなっているように思います。

刑事被告人は、遠い存在のように感じるものですが、誰しも、自分自身やその家族や友人がいつその立場になるか分かりません。

この問題が身近な問題として、社会の関心が広まり、広く意見が交わされ、冤罪を生まない制度（冤罪を早期に是正できる制度）に繋がってゆけばと思っています。

「被害者の氏名等を犯人に知られないまま、犯人の逮捕や刑事裁判を進められるようになりました －刑事訴訟法の改正－　」

弁護士　髙　木　百 合 香

１．　はじめに

犯罪被害者というと、どのような印象を持ちますか？

警察、検察や、裁判所から守られている？

犯人より悪い待遇を受けることはない？

確かにそういう場面もありますが、実は、これまで、被害者に関する情報（氏名等）は、被害者の方が犯人より冷遇されていました。

２．　現在の運用

被疑者を逮捕するには逮捕状を、勾留するには勾留状を示さなければなりません。そして被害者がいる事件では、その逮捕状や勾留状に、原則として被害者の氏名が記載されています。

また、公訴の提起は、起訴状を裁判所に提出して行われ、裁判所は起訴状の謄本を被告人に送達します。ここでも被害者がいる事件では、原則として被害者の氏名が記載されます。

これらの運用は、被疑者・被告人の刑事裁判手続の適正のために行われているものですが、被害者にとっては、犯人の逮捕、勾留、起訴のたびに自分の氏名を知られることになり、不安です。

３．　被害者が身バレする場面

令和５年版の犯罪白書によると、強制性交等罪の２６．３％（４件に１件以上）、強制わいせつ罪の５６．８％（２件に１件以上）は、面識のない、つまり見ず知らずの犯人からの犯行です。多少の面識があっても、例えば一度会ったことがあるくらいでは、犯人が被害者の氏名を知らないこともあるし、被害者が通称や仮名を使っている場合もあるでしょう。犯人は、逮捕状、勾留状、起訴状（以下、３つ合わせて「起訴状等」と言います）に接してはじめて、明確に被害者の氏名等を知ることになるわけです。

すでにお気づきかと思いますが、この運用は、昭和２３年の刑事訴訟法制定当時はほとんど問題になりませんでした。しかし、デジタル化が進み、インターネットやＳＮＳが普及して誰もが何でも簡単に検索できる現代では、被害者たちは起訴状等で知った被害者氏名が悪用されることをおそれています。

たとえば、強制わいせつの被害者が、被害後、ＳＮＳに、出かけたりおいしいものを食べた時の写真をアップしていたところ、被害者の氏名でＳＮＳを検索した犯人が「被害者は傷ついていると言っているが、こんなに人生を謳歌している」「前と変わらない生活を送っている」と主張することもあり得ます。（この主張自体、被害者は被害者らしく毎日泣いていろと言わんばかりで、量刑は重く、賠償は高額にしてほしいと願います。）

これは例えではあるものの、そういった可能性があることで、被害者は「事件にして大丈夫だろうか」といった不安に苦しむのです。

４．　犯人の方が守られている？

反対に、被害者は、犯人のプライバシーを理由に、犯人の年齢や素性を知ることはできません。犯人は何歳なのか、家族はいるのか、住所はどこか、同種の前科がないのか等を、当然には知ることができず、裁判所や検察官に申し出て、必要があると認められなければ、犯人のことを教えてもらえないのです。被害者からよく聞く「どうして私は犯人のことを何も教えてもらえないのに、犯人は私のことを知ってるんですか」という不満の原因は、こういう点にあります。

５．　改正

そこで、被害者保護の観点（被害者の名誉や社会生活の平穏、被害者の身体・財産に対する加害行為等がなされるおそれから守る必要）から、逮捕・勾留の場面で、逮捕状、勾留状を示す場合は、被害者の氏名及び住所その他の個人を特定させる事項（以下「個人特定事項」と言います）の記載のない抄本の提示が認められるようになります。

同じ理由から、起訴の場面で、被害者の個人特定事項が記載のない起訴状抄本等を提出して起訴することが認められます。

この法律は、公布の日（２０２３年５月１７日）から５年以内に施行されることとなっており、施行には少し時間がかかります。被害者が安心して被害を申告でき、犯人が適切に処罰されるよう、早期に施行してほしいものです。

本年もどうぞよろしく　お願い申し上げます。

事務員　高森佐知子

自宅の近くに，服装も時間も気にすること無く，気が向いたときにチョコッと運動が出来るジムがオープンしました。夫婦二人で入会しましたが，適当で自由な感じが私に合っていて，今も楽しく利用しています。下半期には，肩関節周囲炎いわゆる五十肩になりました。激しい痛みで夜も眠れず，不自由な生活を強いられています。ドライヤーも大変で，髪も短く切りました。改善するのに，長くて2年かかる人もいるとか。まだまだ先は長そうです。

事務員　廣石由美子

家庭菜園を始めました。まずは寒い時期に収穫できる野菜にしました。小松菜、水菜、サラダミックスが無事に育ち、食卓に並ぶようになったある日、家族が一斉に「サラダ、苦くない？」と言い始めました。突然苦くなったはどうしてだろう、とインターネットで調べてみると、どうやら「とうが立った」らしく、食べ頃を過ぎてしまったようです。葉物野菜は特に食べ頃を見極めるのが難しく、朝は食べ頃でも、夕方にはとうが立つということもよくあるそうです。野菜作りも奥が深いです。

事務員　中道　美保

先日，炊飯器が故障してしまい，急きょ販売店に行きました。突然の故障で前調べもしておらず，たくさん並んだ炊飯器の前で迷いました。店員さんによると，マイコンとIHがあり，マイコンは古くからあるタイプ。IHは近年の主流となっていて，マイコンよりも高い火力で炊き上げるので，一般的に美味しく炊けると言われているとのことで，IHタイプにしました。前の炊飯器よりも美味しく炊ける気がするのですが，家族は変わらないと言っています。

事務員　薄田　二郎

３５年ぶりに法律事務の職場に戻り、弁護士が事務所に居ながら、webや電話でやりとりしたり、ファックスでお互いの主張や証拠をやりとりするなど、当時は想像も出来ず、隔世の感があります。

それでも、今も昔も変わらないことは、依頼者にとって少しでも有利な結果を求めるとすれば、依頼者にとって不利なものも含め情報共有し、依頼者と事務所との信頼関係を築き、やるべきことを適時適宜やるしかないということでしょうか。

コスモス法律事務所

●住　所／〒８６０-００８１　熊本市中央区京町本丁８番２８号
●電話番号／０９６-３５１-８５８５　●ＦＡＸ番号／ ０９６-３５１-８５９５
●電話受付時間／月曜日～金曜日　午前９時３０分～午後５時（但し，ＦＡＸは２４時間受付）
●備　考／ご相談の際は，必ず電話での予約をお願いします。
●ホームページ　https://cosmos-law.com/